

自己点検事項

◇ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料(A301-3)

(1) 病院の一般病棟の治療室を単位としている。 ( 適 ・ 否 )

(2) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料を行うにふさわしい専用の治療室を有しており、病床数は30床以下である。 ( 適 ・ 否 )

(3) 当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の医師が常時1名以上いる。 ( 適 ・ 否 )

夜間又は休日において、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する医師が、当該保険医療機関の外にいる場合であって、当該医師に対して常時連絡することや、頭部の精細な画像や検査結果を含め診療上必要な情報を直ちに送受信することが可能であり、かつ、当該医師が迅速に判断を行い、必要な場合には当該保険医療機関に赴くことが可能である体制が確保されている時間に限り、当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を3年以上有する専任の医師が常時1名以上いればよい。

※ なお、患者の個人情報を含む医療情報の送受信に当たっては、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保すること。

(4) 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上である。 ( 適 ・ 否 )

※ 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行っていない。

(5) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置および器具を治療室内に常時備えている。

ア 救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等) ( 適 ・ 否 )

イ 除細動器

ウ 心電計

エ 呼吸循環監視装置

※ 当該治療室が特定集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を特定集中治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。

点検に必要な書類等

・当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の医師が常時1名以上いることが確認できる書類

点検に必要な書類等

・勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌  
・日々の入院患者数が分かる一覧表

医療機関コード

保険医療機関名

(6)脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士が1名以上、当該治療室に勤務している。( 適・否 )

※ 当該理学療法士又は当該作業療法士は、疾患別リハビリテーションを担当する専従者とは兼務できない。

(7)当該治療室の入院患者数の概ね8割以上が、脳梗塞、脳出血又はくも膜下出血の患者である。( 適・否 )

(8)コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影、脳血管造影等の必要な脳画像撮影及び診断を常時行うことができる体制である。( 適・否 )

(9)次のいずれかの届出を行っている。( 適・否 )

ア 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)      イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)  
ウ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)

(10)当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に、直近3月において入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票Ⅰ又はⅡを用いて測定し評価している。( 適・否 )

※ 産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等(令和2年厚生労働省告示第58号)の別表第二の二十三に該当する患者に対して短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った場合(基本診療料の施設基準等(令和2年厚生労働省告示58号)第十の三(3)及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料2又は3に係る要件を満たす場合に限る。)は、対象から除外する。

(11)重症度、医療・看護必要度に係る評価票Ⅰ・Ⅱ(Ⅱにあつては、B項目のみ)の記入は、院内研修を受けたものにより行われている。

ただし、別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。( 適・否 )

点検に必要な書類等

・当該治療室の脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士の勤務表

点検に必要な書類等

・コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影、脳血管造影等の必要な脳画像撮影及び診断を常時行うことができる体制であることが確認できる書類

点検に必要な書類等

・重症度、医療・看護必要度を測定し評価していることが分かる書類

医療機関コード

保険医療機関名